

J-クレジット制度 プロジェクト計画書 （排出削減プロジェクト用）

プロジェクトの名称：

役場庁舎他への木質バイオマスボイラー導入事業

| | |
|----------------|-----|
| プロジェクト 実施者名 | 和寒町 |
|----------------|-----|

妥当性確認申請日 2016年 10月 27日

プロジェクト登録申請日 2016年 11月 24日

1 プロジェクト実施者の情報

1.1 プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者がいる場合は代表実施者）

| | |
|------|----------------------------------|
| 実施者名 | (フリガナ) ワッサムチョウ |
| | 和寒町 |
| 住所 | 〒098-0192 北海道上川郡和寒町字西町 120 番地 |

1.2 プロジェクト代表実施者以外のプロジェクト実施者 ※1

| | |
|------|--------|
| 実施者名 | (フリガナ) |
| | |
| 住所 | |

※1 複数のプロジェクト実施者が参加する場合には、欄をコピーしてそれぞれのプロジェクト実施者の情報を記載すること。

1.3 J-クレジット保有者 ※1

| | |
|------|--|
| 保有者名 | (フリガナ) コウキザイダンホクジン ホッカイドウカンキョウザイダン |
| | 公益財団法人 北海道環境財団 |
| 住所 | 〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西4丁目1 伊藤・加藤ビル4F |

※1 J-クレジット保有者が決まっている場合は記入すること。

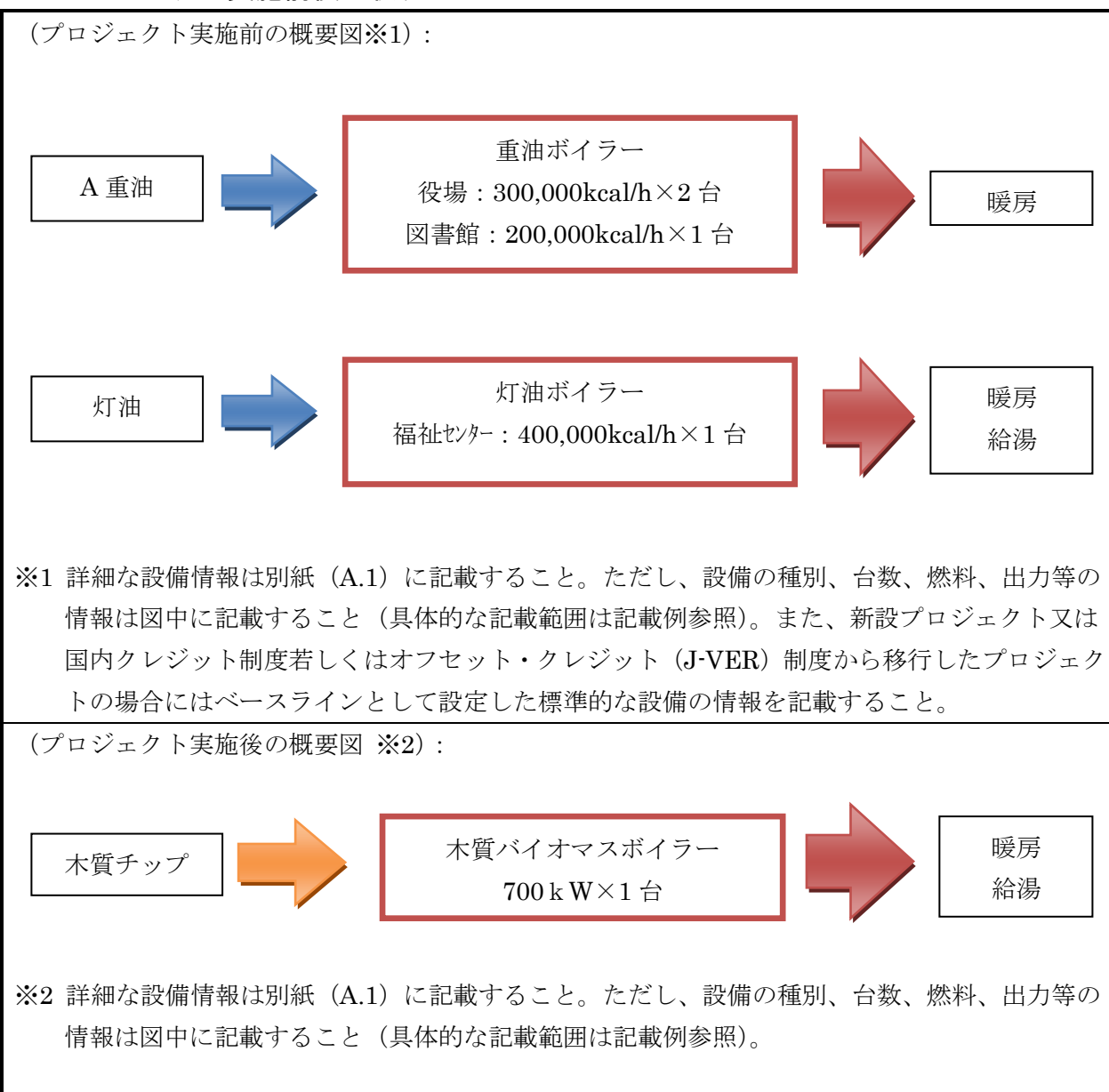
※ 以下、複数のプロジェクトをまとめて申請する場合は、2～4の内容を方法論ごと・実施場所ごとに記載すること。

2 プロジェクト概要

2.1 プロジェクトの目的及び概要

| | | |
|------------|--|-------------------------------|
| プロジェクト名 | 役場庁舎他への木質バイオマスボイラー導入事業 | |
| 目的 | 従来 A 重油ボイラーおよび灯油ボイラーで行っていた施設の暖房および給湯を、木質バイオマスボイラーに代替し、省エネルギー・省 CO2 化を図る。 | |
| 概要（削減方法） | A 重油ボイラーおよび灯油ボイラーを木質バイオマスボイラーに代替する。 | |
| プロジェクト実施場所 | 実施事業所名 | 和寒町 役場庁舎、図書館、福祉センター |
| | 住所 | 〒098-0192 北海道上川郡和寒町字西町 120 番地 |

2.2 プロジェクト実施前後の状況



2.3 プロジェクト要件への適合

| | |
|------------------|---|
| プロジェクトの実施日 ※1 | ■2013年4月以降に実施されたプロジェクトである □2008年4月～2013年3月に実施されたプロジェクトであり、国内クレジット制度における事業承認又はオフセット・クレジット（J-VER）制度におけるプロジェクト登録を受けている ※2 |
| 追加性 | ■追加性を有している ※3 |

※1 「プロジェクトの実施日」とは、設備の稼働日や燃料の切替えを行った日を指す。

※2 国内クレジット制度又はオフセット・クレジット（J-VER）制度から移行したプロジェクトについては、「2013年4月以降に実施されたもの」という要件を満たしている必要はない。ただし、標準的な設備をベースラインとして設定する必要がある。

※3 追加性評価に関する詳細情報は別紙（A.2）に示すこと。方法論の7. 付記において、追加性の評価が不要とされているもの（ポジティブリスト）については、別紙（A.2）の記入は不要。

3 方法論

3.1 適用方法論

| | | |
|----------|--|------------------------------------|
| 適用する方法論 | 方法論番号 | EN-R-001 ver. 1.3 |
| | 方法論名称 | バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替 |
| 更新/新設 ※1 | <input checked="" type="checkbox"/> 更新プロジェクト <input type="checkbox"/> 新設プロジェクト | |

※1 ベースラインとして標準的な設備を設定する場合、「新設プロジェクト」となる。

3.2 方法論の適用条件への適合 ※1

| | | |
|------|--|---|
| 条件 1 | <input checked="" type="checkbox"/> 適合している | 説明 化石燃料 (A 重油、灯油) を木質バイオマス燃料に代替するため、条件 1 を満たす。 |
| 条件 2 | <input checked="" type="checkbox"/> 適合している | 説明 対象設備で生産した熱は全量自家消費するため、条件 2 を満たす。 |
| 条件 3 | <input checked="" type="checkbox"/> 適合している | 説明 バイオマスの原料は、未利用の木質バイオマスであり、伐採に当たっては法令に従い適切に手続が行われた木材であるため、条件 3 を満たす。 |
| 条件 4 | <input checked="" type="checkbox"/> 適合している | 説明 家庭用暖房設備ではないため条件 4 を満たす。 |
| 条件 5 | <input checked="" type="checkbox"/> 適合している | 説明 本事業は既存ボイラーを更新する事業であるが、以下の通り「方法論 EN-S-001 ボイラーの導入」の要件を満たす。 ①更新前の設備の仕様が把握可能である。 ②更新前の設備に故障はなく、最も古い設備の設置年数は法定耐用年数の 2 倍(30 年)を超えていない。 ③更新後の設備のエネルギー量以外の能力特性が更新前の設備で実現出来る。 ④更新後の設備の定格能力は、更新前の設備の定格能力に対して 1.5 倍を超えていない。 したがって、条件 5 を満たす。 |

※1 記載内容に関する根拠資料や関連情報等について、妥当性確認機関からの要求に応じて情報提供を行うこと。

3.3 モニタリング・算定方法

| ベースライン排出量 ※1 | | | | |
|--------------|---------|---------------|--------|----------------------------|
| 主要／ 付随的 | 排出活動 | 温室効果ガス の種類 | 影響度 ※1 | モニタリング・算定の実施 ※2 |
| 主要 | 化石燃料の使用 | CO2 | — | ■排出量の算定を行う |
| 主要 | | | — | □排出量の算定を行う |
| 付随的 | | | | □排出量の算定を行う □排出量の算定を省略する |
| 付随的 | | | | □排出量の算定を行う □排出量の算定を省略する |

| プロジェクト実施後排出量 ※1 | | | | |
|-----------------|-----------------------|---------------|--------|--|
| 主要／ 付随的 | 排出活動 | 温室効果ガス の種類 | 影響度 ※1 | モニタリング・算定の実施 ※2 |
| 主要 | 対象設備の使用 | CO2 | — | — |
| 主要 | | | — | □排出量の算定を行う |
| 付随的 | バイオマス原料 の運搬 | CO2 | 0.9% | □排出量の算定を行う □影響度により排出量を評価する ■排出量の算定を省略する。 |
| 付随的 | バイオマス固形 燃料の運搬 | CO2 | 0.2% | □排出量の算定を行う □影響度により排出量を評価する ■排出量の算定を省略する。 |
| 付随的 | バイオマス固形燃料 化処理設備の使用 | CO2 | 12.7% | ■排出量の算定を行う □影響度により排出量を評価する |
| 付随的 | 対象設備に付帯 する追加設備の使用 | CO2 | 12.6% | ■排出量の算定を行う □影響度により排出量を評価する |

※1 各排出活動の排出量算定方法及び影響度の算定方法については別紙（A.3）に記載すること。

※2 モニタリング方法については別紙（A.4）に記載すること。

4 排出削減計画

| | | | | | | |
|---------------------|--|-----------|-------|------------------|-------|-------------|
| 認証対象期間 ※1 | 2016年 11月 24日 ~ 2024年 11月 23日 (8年 0ヶ月) | | | | | |
| 排出削減計画 ※2 | 年度 | ベースライン排出量 | | プロジェクト実施後 排出量 | | 排出削減量 |
| | 2013年度 | t-CO2 | | t-CO2 | | t-CO2 |
| | 2014年度 | t-CO2 | | t-CO2 | | t-CO2 |
| | 2015年度 | t-CO2 | | t-CO2 | | t-CO2 |
| | 2016年度 | 78.0 | t-CO2 | 16.3 | t-CO2 | 61 t-CO2 |
| | 2017年度 | 222.5 | t-CO2 | 46.5 | t-CO2 | 176 t-CO2 |
| | 2018年度 | 222.5 | t-CO2 | 46.5 | t-CO2 | 176 t-CO2 |
| | 2019年度 | 222.5 | t-CO2 | 46.5 | t-CO2 | 176 t-CO2 |
| | 2020年度 | 222.5 | t-CO2 | 46.5 | t-CO2 | 176 t-CO2 |
| | 2021年度 | 222.5 | t-CO2 | 46.5 | t-CO2 | 176 t-CO2 |
| | 2022年度 | 222.5 | t-CO2 | 46.5 | t-CO2 | 176 t-CO2 |
| | 2023年度 | 222.5 | t-CO2 | 46.5 | t-CO2 | 176 t-CO2 |
| | 2024年度 | 144.5 | t-CO2 | 30.2 | t-CO2 | 114 t-CO2 |
| | 2025年度 | | t-CO2 | | t-CO2 | t-CO2 |
| | 2026年度 | | t-CO2 | | t-CO2 | t-CO2 |
| | 2027年度 | | t-CO2 | | t-CO2 | t-CO2 |
| | 2028年度 | | t-CO2 | | t-CO2 | t-CO2 |
| | 2029年度 | | t-CO2 | | t-CO2 | t-CO2 |
| | 2030年度 | | t-CO2 | | t-CO2 | t-CO2 |
| | 合計 | 1780.0 | t-CO2 | 372.0 | t-CO2 | 1,407 t-CO2 |
| 年度ごとに排出削減量が異なる場合の理由 | <input type="checkbox"/> 電力の CO2 排出係数の影響による <input type="checkbox"/> その他の理由 (以下に記載すること) | | | | | |

※1 認証対象期間は、プロジェクト登録の申請予定日若しくはモニタリングが可能となる予定日のいずれか遅い日から、同日より 8 年を経過する日若しくは 2031 年 3 月 31 日のいずれか早い日までの間で設定すること。

※2 排出削減量の算定方法については、別紙 A.3 に記載すること。

5 データ管理

データの品質を確保するための仕組みとして、データ収集・集計等体制の整備と個別データの信頼性の向上について以下に記載する。詳細については、J-クレジット制度実施規程（プロジェクト実施者向け）「2.4」を参照のこと。

5.1 モニタリング体制

| | |
|--------------|-----------------|
| データ管理責任者 ※1 | 産業振興課 畜産林政係長 |
| モニタリング担当者 ※1 | 産業振興課 畜産林政係 担当者 |

※1 担当者の組織、役職名を記載すること（個人名は不要）。原則として、それぞれ別の担当者をおくこと。

5.2 モニタリングデータの収集・記録・保管

| | |
|--------------------------|---|
| モニタリングデータの収集・記録・保管の手続 ※1 | <ul style="list-style-type: none">・別紙 A.4.1 モニタリング計画 に記載の項目を記載の頻度でモニタリングする。・担当者がデータを収集し、係長が確認する。・チップの購買量は月 1 回確認する。・設備稼働時間は検証時に確認する。・データは紙ファイルで保管する。・プロジェクト実施前後の設備の仕様書を保管する。 |
| データ保存期間 ※2 | 認証対象期間終了後 <u> 2 </u> 年間 |

※1 認証対象期間において複数の担当者がモニタリングを行う場合には、全ての担当者が適切にモニタリングデータの収集・記録・管理を行うための仕組みも併せて記載すること。

※2 原則認証対象期間終了後 2 年間とする。

6 特記事項

6.1 排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクの特定について ※1

排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクがあるか

有 無

※1 プロジェクト排出量が増加し、ベースライン排出量を上回る可能性のあるリスクも含む。リスクの例は、記載例を参照

(「有」にチェックした場合に記入)

| 項目 | 概要 |
|-------|---------------------------------------|
| リスク要因 | ・外気温の変動により、ボイラーの稼働率が変動するため、排出削減量が増減する |

6.2 ダブルカウントの防止措置について

類似制度へプロジェクトを登録しているか。

登録している

(類似制度名： _____)

類似制度での認証予定期間： _____)

登録していない

6.3 法令等の義務の有無について

プロジェクトの実施は、法令等の義務履行によるものではないか。

法令等の義務履行によるものではない。

法令等の義務履行によるものである。